

令和元年5月15日

区長様

日本赤十字埼玉支部滑川分区長
滑川町長 吉田昇
(公印省略)

日赤会員(会費)募集増強運動について(依頼)

新緑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察申し上げます。また、平素より日赤事業につきましては、特段のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、多くの町民の皆様から例年ご協力をいただき多大な成果を得てまいりました「日赤会員(会費)募集増強運動」ですが、本年も日赤より依頼がありましたので下記により実施いたしたいと思います。

なお、赤十字社員増強運動の協賛委員として各区長、奉仕者として補助員・班長の皆様に依頼を申し上げます。

1 実施期限 令和元年6月30日まで

2 金額 ①1戸あたり500円以上(協力会員)
②500円以上であっても会員として希望しない方や、500円未満の方は寄附金としての取り扱いとなります。

3 会費受領書の住所・氏名・金額の欄については、**別紙記入例(手引き参照)**に基づき、ご面倒でも必ずご記入ください。・・・**「受領証控」**は、区長さんを通じて役場まで

アパート等にお住まいの方で、補助員さんや班長さんが訪問してもいつも会えない場合は、個々の判断にお任せ致します。(強制ではありませんのでよろしくお願い致します。)

4 取りまとめ 補助員・班長さんは同封の内訳表に記入をしていただき、
区長さんが取りまとめのうえ役場健康福祉課・福祉担当まで、お届けくださいようお願いいたします。

5 周知のため集会所にポスターの掲示をお願いいたします。

6 問合せ先 健康福祉課福祉担当 ☎ 56-2056(直通)

日本赤十字社員募集の概略

日本赤十字社は、年間の事業を実施するための資金(社資)を、多くの個人や企業からご協力をいたく中で国内外の災害救護や救援活動、さらにはボランティアの育成や救急法講習などの事業を実施しております。

これら事業をするための資金は、日赤赤十字社の会員からの社資(下記参照)でその多くが賄われております。

そのため、毎年5月を赤十字運動月間として定め、全国各地で「赤十字会員増強運動」を実施しています。

まさしく社資をおさめていただく会員を増やす月間として全国展開をこの時期に実施し、合わせて日赤活動等のご理解をいただいております。

滑川町におきましても、歩調を同じくして、区長さんを中心に自治会組織を通じて会員募集や社資協力をお願いしております。

社資とは・・・日赤事業に賛同した個人や法人《会員という》が納めた会費及び一般的な寄附の総称を呼んでいます。

ただし、500円以下の金額、もしくはそれ以上でも明確に日赤会員となる考えが無く納められたお金は寄附金として扱われます。

※実務上は、別紙の会員募集の手引の中には、加入意志の確認等も求められていますが、すでに毎年、納入されている家庭には例年通りのお願いということをご理解とご協力をいただいております。

新たに転入された方や日赤会員募集等の仕組み等が不明な方等の戸惑いもあると思われますが強制でないことと、募金感覚でも結構ですのでなるべく多くの方からご協力をいただくようお願いしていただければ幸いです。

また、本人から特別申し出が無い場合は、500円以上は会員として集計報告し、500円未満は寄附金として集計報告をさせていただきます。